

むだにしないで あなたの大切な一票

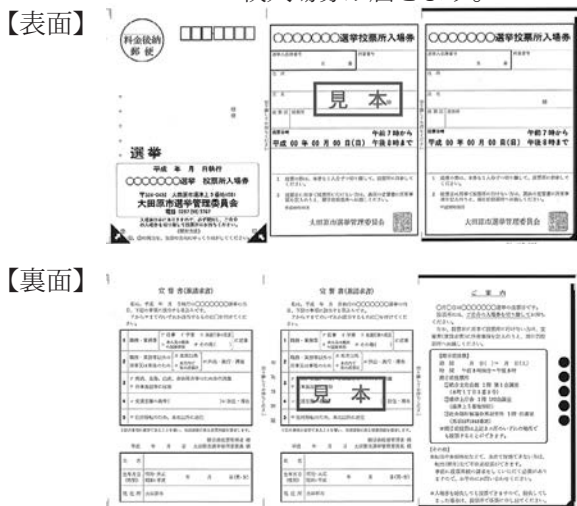
4月12日(日)は栃木県議会議員選挙投票日です ●投票時間は午前7時～午後8時●

栃木県議会議員選挙は、4月12日(日)に市内40の投票所で午前7時から午後8時まで投票が行われます。

- 投票できる方…平成7年4月13日以前に生まれた方で、選挙人名簿に登録されている方です。最近、他の市町村から本市に転入された方は、投票できない場合がありますので、次のことにご注意ください。
 - ▶平成27年1月2日以前に本市に転入届をした方は、本市で投票することができます。
 - ▶県内の他市町から本市に転入した方で、平成27年1月3日以降に転入届をした方は、前住所地の市町で投票することができます。ただし、この場合には、市町長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)を最寄りの証明書の発行が可能な場所(住民基本台帳ネットワークシステムを備えた市町の住民登録窓口など)で受け取り、投票所の受付で提示していただく必要があります。また、この方が期日前投票や不在者投票を行う場合にも、この「証明書」を提示する必要があります。
 - ▶平成27年1月3日以降に県外の市町村から本市に転入した方は、今回の栃木県議会議員選挙の投票をすることはできません。

■投票所入場券の様式が変わります

これまでは1人1枚、個人ごとに入場券を送付していましたが、今回からは、2人分の入場券を1枚にまとめた圧着葉書に変更します。(左図参照)入場券が届きましたら、圧着部をはがし、切り線に従って個人ごとに切り離して、投票所へお持ちください。世帯の人数が3人以上の場合は、複数枚入場券が届きます。

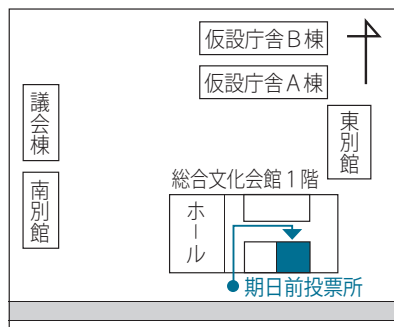


投票所入場券は4月3日(金)から順次発送します。投票所の場所は、投票所入場券に記載してあります。入場券をご確認のうえお出かけください。入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、本人と確認できればその場で入場券を再発行し投票することができます。投票所係員にお申し出ください。

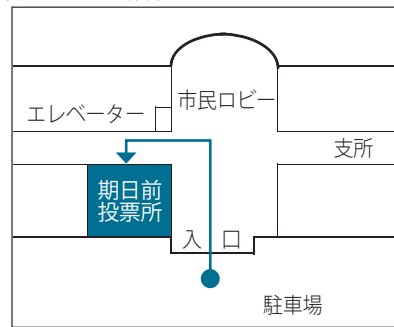
■期日前投票は4月4日(土)から

- 期日前投票期間・時間…4月4日(土)～11日(土) 午前8時30分～午後8時
- 期日前投票は、3カ所いずれの場所でも投票ができます。
- ※投票所入場券裏面の期日前投票宣誓書(兼請求書)に必要事項をご記入のうえ、お出かけください。
- ※入場券がお手元に届く前でも、期日前投票所に備えてある宣誓書を利用して投票ができます。

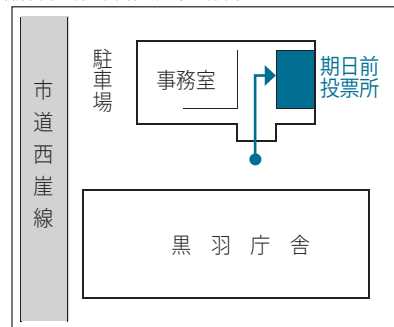
①総合文化会館第1会議室



②湯津上庁舎102会議室



③社会福祉協議会黒羽支所会議室



■投票の諸制度をご利用ください

- ▶点字投票：目が不自由な方は、「点字投票」をご利用ください。各投票所には、点字器が備えてあります。
- ▶代理投票：身体が不自由などにより自分で候補者の氏名を書くことができない方は、投票所の係員による「代理投票」をご利用ください。(ただし、本人が投票所までおいでいただくことが必要です)

- 選挙公報の配布…候補者の人物や政見を知っていただくため、選挙公報を配布します。

新聞折り込みのほか、各支所、各出張所、各地区公民館に備え付ける予定ですのでご利用ください。

また、音声版の選挙公報もありますので、必要な方は選挙管理委員会までお問い合わせください。

- 郵便などによる不在者投票…歩行が困難な方のうち、次の要件に該当する方は、事前に選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受け、自宅で投票することができます。

- ①身体障害者手帳をお持ちで、次の表の障害名について、その等級に該当する方

障がい名	等級
両下肢・体幹機能・移動機能などの障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸などの機能障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級・2級・3級

- ②介護保険の要介護者で要介護5の方

※なお、この郵便などによる不在者投票は事前に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。すでに、「郵便等投票証明書」をお持ちの方の投票用紙の請求は、4月8日(水)までになります。詳しくは、選挙管理委員会までお早めにお問い合わせください。

- 代理記載制度…郵便等投票証明書の交付を受けている方で、次の要件に該当する方は、代理記載により投票をしてもらうことができます。

- ▶利用できる方

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「1級」と記載されている方

- ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が「特別項症から第2項症まで」と記載されている方

- 滞在地での不在者投票…住所が本市にあり、出張などで長期間他の市町村に滞在している方は、本市選挙管理委員会に投票用紙などの交付を請求し、滞在地の選挙管理委員会で投票を行うことができます。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

■「三ない運動」

みんなで守ろう「三ない運動」

贈らない！ 求めない！ 受け取らない！

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。ルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

- ▶贈らない：政治家や候補者などが選挙区内の人に、お中元やお歳暮などの金品を贈ることは禁じられています。

- ▶求めない：政治家や候補者などに選挙区内の人が、お祭りや集会などの寄附や差し入れなどの金品を求めることも禁じられています。

- ▶受け取らない：政治家や候補者などから選挙区内の人は、祝儀や餞別などの金品を受け取ってはけません。

問 選挙管理委員会事務局 湯

TEL (98)3767



選挙人名簿の閲覧状況の公表

問 選挙管理委員会事務局 湯 TEL (98)3767

平成26年1月6日～12月26日までの選挙人名簿の閲覧状況について、公職選挙法第28条の4第7項および公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、次のとおり公表します。

	閲覧年月日	閲覧申出者の氏名 (法人の場合は、その名称、代表者または管理人の氏名)	法人の場合は、主たる事務所の所在地	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
1	平成26年1月30日	(株)テレビ朝日代表取締役社長 早河 洋	東京都港区六本木6-9-1		第4、6、16、23、28、35、39投票区 240人
2	平成26年9月22日	共同通信社社長 福山 正喜	東京都港区東新橋1-7-1	世論調査実施のための対象者抽出	第2投票区 12人
3	平成26年10月20日	読売新聞世論調査部長 崔田 知久	東京都千代田区大手町1-7-1		第1投票区 45人

市営バスの時刻変更について

JRのダイヤ改正などに伴い、市営バスの運行時刻を変更します。なお、今回は大幅な変更の予定はありません。

- 変更実施日…3月14日(土)

※変更内容の詳細は、決定次第、市ホームページなどでお伝えします。また、次の場所に変更後の時刻表を配布します。

生活環境課窓口・定期券等販売所・市役所バス待合所・バス車内

問 生活環境課 A 1階 TEL (23)8832

